

令和元年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月27日(水)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	8番	倉持	純子
2番	井上	宗士	9番	秋山	啓治
3番	中村	隆一	11番	原	恵子
4番	原	淳利	12番	野谷	和雄
5番	西山	聖二			
6番	露木	聖一			

4 欠席委員

7番	野谷	茂	10番	橘川	直泰
----	----	---	-----	----	----

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	西山	聖二	6番	露木	聖一
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは第8回の総会を開催したいと思います。

出席委員は10名です。野谷茂委員、橘川委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

10月から11月にかけて、中地方農業委員会連合会の研修や神奈川県農業委員会大会、農林水産まつり等ありましたが、ご協力いただきありがとうございました。神奈川県農業委員会大会において、他県の農業委員会会長が逮捕された件について取り上げられましたが、農業委員会は、公正、公平な立場で審議、運営していかないとはいけませんので、よろしくお願いします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、5番西山委員、6番露木委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。このたび、10月18日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を10月23日付で発行しております。

続きましてNO2になります。このたび、10月18日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、この届出の受理通知書を10月23日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 2 朗読 —

それでは説明いたします。

NO 1 になります。関係資料位置図の地図 1 をご覧ください。場所は、国道 1 号線沿いのクリエイト二宮山西店の西側に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして、NO 2 になります。関係資料位置図の地図 1 をご覧ください。場所は、NO 1 に隣接する土地です。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 3 朗読 —

それでは説明いたします。

NO 1 になります。関係資料位置図の地図 2 をご覧ください。場所は、東京大学果樹園跡地の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして、NO 2 になります。関係資料位置図の地図 3 をご覧ください。場所は国道 1 号線の山西交差点の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、共同住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。倉持委員、お願いします。

【委員】

11月20日に山西・川匂地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、山西の前八重久保に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は873㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第11号関係資料をご覧ください。

1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的は里芋等露地野菜を作付けする計画となっており、当該地は、新規申請となっています。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会